隔月発行
Vol.69
Oct 2017

Delight News

企業は「人」です。

Contents

自分の『持ち味』に気づいていますか？【3】 P.1
改正育介法／平成29年度最低賃金 P.2
労務の泉 等 P.3
総務のお仕事カレンダー 等 P.4

自分の持ち味に気づいていますか？

持ち味カードリニューアル発売中！

定価 3,000円（税別）

あなたは自分の『持ち味』に気づいていますか！？

自分にとって納得のいく人生を築くためには、いかに「自分の持ち味を活かすか」が大切です。それは特別に何か新しいものを付け加えることではなく、今の自分をフルに活かすということです。他人と比べる必要もありません。

そのように人生を送ることができれば、誰もが幸せな人生を獲得でき、社会に貢献することができます。

ところが多くの人々は自分自身の「持ち味」に気づいていないか、活かしきれていないようです。

弊社では、ビジネスパーソンに自身の「持ち味」を自覚し、活かしてもらうことは、自分らしくイキイキ働く拠り所となり、ひいては組織の成長発展や社会全体の活性化に大変意義のあることと考えました。

このような観点から「持ち味カード」を開発し、「持ち味」の奥深さ・素晴らしさの普及に努めております。

ぜひ、「持ち味カード」を活用して、あなたらしい輝く人生を獲得してください。

また、経営者におかれましては、社員の持ち味を活かした「持ち味経営」の実践を通じて、笑顔あふれる生産性の高い会社にしていただきたいと願っております。

あなたは自分の『持ち味』に気づいていますか？

今号から、持ち味カードを使った自分の活かし方、磨き方について紹介します。

持ち味の窓ワークで自己理解を深める

持ち味カードを使って自己理解を深めるもっとも有効な方法に「持ち味の窓ワーク」というものがあります。持ち味の窓ワークは4人1組でグループで次のように模造紙（持ち味の窓）を広げて進めていきます。

	自分は知っている持ち味	自分は気づいていない持ち味
他人は知っている持ち味	「自他共に認める持ち味」 自分も他人も知っている （A）	「宝の持ち味」 自分は気づいていないが、他人は知っている （B）
他人は気づいていない持ち味	「自己開示の持ち味」 自分は知っているが、他人は知らない （C）	「未知の持ち味」 自分も他人も知らない （D）

①まず、Aさんは自分が選んだ持ち味カードをメンバーに説明しながら（C）に置きます。

②次に、各メンバーはAさんの持ち味を紹介して（B）に置きますが、Aさんが出したカードと同じカードがあったら（A）に移動させて置きます。※（C）からカードをとり（A）にカードを重なるように置きます。

③Aさんは「持ち味の窓」に置かれた結果を確認し、自己理解を深めます。

持ち味の窓でもっとも重要なのが（C）「宝の持ち味」です。すなわち、自分は気づいていないが、周りの人が持ち味だと教えてくれている持ち味です。

宝の持ち味については、最初は「そうかな？」と思うかもしれませんが、普段当たり前のようにしていると気づいていなかったりします。

「宝の持ち味」の活かし方

宝の持ち味の活かし方ですが、自分以外の3人のメンバーが同じカード（2～3枚）を出していれば、その宝のカードはとても価値があり、実践の優先順位がとても高くなります。

持ち味カードには実践行動事例が4～5つ記載されていますので、その事例にならって仕事の中で実践してみます。また、その持ち味が活かせるように自分の仕事をデザインしたり、持ち味が活かせる仕事のウェイトを高めます。そうすると思いがけないくらい仕事が楽しくなり、結果として成果が出るようになります。周りの人たちもイキイキ働いて結果を出している姿を益々認めてくれるようになります。

このように宝の持ち味を認識し、周りからも背中を押してもらうと、本来もっていた潜在能力が開花する可能性が高くなります。会社としてもこの持ち味の窓の結果を活用し、社員の配属配置に活用したり、持ち味が活かせる仕事を与えていくとよいでしょう。

次回は自分の持ち味の行動実践をいかに進めていくかについて紹介していきます。

TOPICS 労働関係情報

●「正社員と職務が同じパートがいる」15.7%（9月20日）
厚生労働省が「平成28年 パートタイム労働者総合実態調査」の結果を発表し、正社員と職務が同じであるパートタイム労働者がいる事業所が15.7%あることがわかった。こうしたパート労働者の比率は、学術研究・専門技術サービス業（25.3%）や医療・福祉業（24.9%）で高くなっている。基本給の算定方法が正社員とパートタイム労働者で異なる事業所は58.7%だった。

●厚労省 残業減で休日増の中小企業に最大200万円助成の方針（9月14日）
厚生労働省は、残業時間の罰則付き上限規制を導入することを見据えて、2018年度から、残業時間を削減し休日を増やした中小企業に対して、最大で200万円を助成する方針とした。職場意識改善助成金の「時間外労働上限設定コース」を拡充する。現在は残業時間の上限を月45時間・年360時間以下に設定すると最大50万円助成されるが、これを月80時間・年720時間超の残業時間だったところが一気に達成した場合、100万円に引き上げる。加えて、新たに週休2日制を導入すると助成金を上乗せする措置を設け、1カ月当たりの休日を4日増やすと最大で100万円、3日増で75万円、2日増で50万円、1日増の25万円となる。

●現金給与総額が0.3%減少
ボーナス減が影響（9月6日）
厚生労働省が7月の「毎月勤労統計調査」を発表し、1人あたりの名目賃金である現金給与総額が37万1,808円（前年同月比0.3%減少）となったことがわかった。前年同月を下回るのは1年2カ月ぶり。基本給に相当する所定内給与は24万2,487円（同0.5%増）と4カ月連続で増加したが、ボーナス等の特別に支払われた給与が2.2%減少した。

★「働き方改革」関連法案提出は見送りへ
9月28日午後、衆議院が解散し、重要法案の審議が軒並み先送りされました。残業時間の上限規制を導入する「働き方改革関連法案」やカジノを中心とする「統合型リゾート（IR）実施法案」などが棚上げとなりました。法案の審議は来年の通常国会に持ち越される見通しです。

平成29年10月1日から 改正育児・介護休業法がスタートします
～保育園などに入れない場合、2歳まで育児休業を取得可能に～

下記①②を目的として、この10月1日より、改正育児・介護休業法が施行されます。

① 保育園などに入所できず、退職を余儀なくされる事態の防止

⇒育児休業期間の延長【義務】

② 育児をしながら働く労働者が男女ともに、育児休業などを取得しやすい職場環境づくり

⇒育児休業等制度の個別周知【努力義務】／育児目的休暇の新設【努力義務】

今年1月に法改正があったばかりですが、上記の10月の法改正により、再度、『育児休業規程』の改訂が必要になります。弊社顧問先様には、担当者から順次ご案内いたします。

育児休業期間の延長

現行の内容・課題

○ 育児休業期間は、原則として子が１歳に達するまで、保育所に入れない等の場合に、例外的に子が１歳６か月に達するまで延長できる。

＜課題＞
保育所への入所が一般的に年度初めであることを踏まえると、この期間については、保育所に預けられず、かつ育休も取得出来ない期間となる。

改正の内容

○ １歳６か月に達した時点で、保育所に入れない等の場合に再度申出することにより、育児休業期間を**「最長２歳まで」**延長できる。
○ 上記に合わせ、**育児休業給付の支給期間を延長**する。

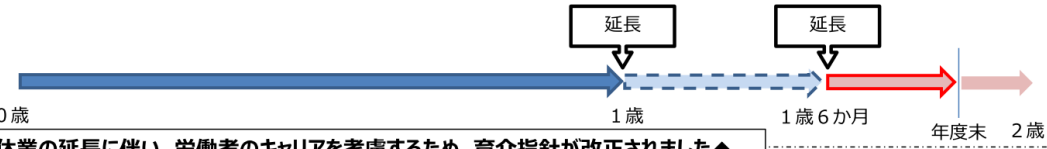

◆育児休業の延長に伴い、労働者のキャリアを考慮するため、育介指針が改正されました◆

・改正により育児休業が最長２年間取得できることとなるが、キャリア形成の観点からは、休業が長期間に及ぶことが労働者本人にとって望ましくない場合もあり、労使間で職場復帰のタイミングを話し合うこと等が想定される。その点を踏まえ、事業主が労働者の事情やキャリアを考慮して、育児休業等からの早期の職場復帰を促す場合は、「育児休業等に関するハラスメントに該当しない」と指針に記載。
※ただし、職場復帰のタイミングは労働者の選択に委ねられることに留意が必要。

平成29年度の地域別最低賃金額が改定されます

都道府県の平成29年度地域別最低賃金額および発効年月日は、下表のとおりとなりました。
最低賃金が時給で決まるようになった平成14年度以降で昨年度と同様に最高額となる引上げになります。
国は「最低賃金法」において賃金の最低限度を定めています。
もし労使双方の合意の上で最低賃金額より低い賃金額を定めている場合、その賃金額は無効となり、最低賃金額と同額の定めをしたものとされます。最低賃金に達しない場合には、差額支払いの義務が生じるため注意が必要です。発効年月が含まれる給与計算期間から、適用してください。
政府は、「一億総活躍プラン」の中で最低賃金を毎年3%程度引き上げて、全国の平均で1,000円とする目標を掲げています（平成35年度ごろに1,000円に達する計算）。

都道府県名 ※抜粋	最低賃金時間額【円】		発効年月日
東　京	958	(932)	平成29年10月1日
神奈川	956	(930)	平成29年10月1日
岐　阜	800	(776)	平成29年10月1日
静　岡	832	(807)	平成29年10月4日
愛　知	871	(845)	平成29年10月1日
三　重	820	(795)	平成29年10月1日
大　阪	909	(883)	平成29年9月30日
全国加重平均額	848	(823)	－

今回の回答者

社会保険労務士
矢崎　秀樹

労務の泉

労務に関する質問・相談にズバリお答えします！

外国人を雇用するときの注意点

Q.

〔質問〕

求人広告を出したところ、外国人の学生から応募がありました。面接をしようと思います。

何か注意することはありますか？

A.

〔回答〕

外国人を雇用する際には、その人から、在留カードを提示してもらい、その記載内容をみて、日本で就労可能かを確認する必要があります。

◆ 在留カードに記載されている『在留資格』等を確認します。

・ その外国人から次の「在留カード」＜下図＞を提示してもらいます。

＜表面＞

＜裏面＞

◇ 上記の図で確認するところは・・・
① 表面の『在留資格』 → “留学”
② 表面の『就労制限の有無』 → “就労不可”
③ 表面の『在留期間（満了日）』 → “4年3月（2018年10月20日）”
④ 裏面の下段の『資格外活動許可欄』 → “許可：原則週28時間以内・風俗営業等の従事を除く”

☞ 前掲②は、“就労不可”となっていますが、③では、『在留期間』の（満了日）が、2018年10月20日とあり、また、④には、資格外活動（このケースでは留学）について、『許可：原則週28時間以内・・・』とあります。
※ このケースでは、2018年10月20日まで、週28時間以内（原則）で就労可能ということになります。

お勧め

「人」Book

『「死ぬくらいなら会社辞めれば」ができない理由』

ゆうきゆう／監修・汐街コナ／著
2017.4.11,あさ出版,1,200円+税

本書の始まり、表紙を開けるとこうあります。
「働き過ぎてうっかり自殺しかけました。しかも、そんな気（死ぬつもり）なかったのに。」
電通事件の影響もあるかもしれませんが、同じような悩みを抱える人が多かったようで、本書はいろんなところで随分話題になりました。
マンガが多くを占める本文には、過労死・過労自殺する人が「死ぬくらいなら辞めれば」ができない理由がわかりやすく解説されているのと同時に、仕事や会社に追いつめられている人がどのようにすればその状態から抜け出し、自分の人生を大切にできるようになるのか、その方法と考え方が描かれています。
会社や人事担当者向けというよりも働く一人ひとりに向けられた本ではありますが、特に仕事の割り振りやアサインを担う立場にある管理職に目を通してもらうと良いかもしれません。

総務のお仕事カレンダー 2017年10月・11月

10月1日(日)	大学生への採用内定の通知開始 ■参考リンク：厚生労働省「大学等卒業・修了予定者の就職・採用活動時期について」 http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000133086.html
10月1日(日) ～ 10月7日(土)	全国労働衛生週間 ■参考リンク：厚生労働省「平成29年度「全国労働衛生週間」を10月に実施」 http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000170527.html
10月10日(火)	一括有期事業開始届（建設業）届出 ■参考リンク：厚生労働省「労働保険関係各種様式」 http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/roudouhoken01/yousiki.html
	9月分の源泉所得税・復興特別所得税・住民税特別徴収税の支払 ■参考リンク：国税庁「源泉所得税及び復興特別所得税の納付期限と納期の特例」 http://www.nta.go.jp/taxanswer/gensen/2505.htm
10月31日(火)	9月分健康保険・厚生年金保険料の支払 ■参考リンク：日本年金機構「保険料と総報酬制について」 https://www.nenkin.go.jp/service/kounen/hokenryo-kankei/hoshu/20140714.html
	継続・有期事業概算保険料延納額の支払(第2期分)※口座振替を利用しない場合 ■参考リンク：厚生労働省「労働保険料の申告・納付」 http://www2.mhlw.go.jp/topics/seido/daijin/hoken/980916_3.htm
	労働者死傷病報告書の提出(休業4日未満の7月から9月分の労災事故について報告) ■参考リンク：厚生労働省「労働災害が発生したとき」 http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/rousai/index.html
11月10日（金）	一括有期事業開始届(建設業)届出 ■参考リンク：厚生労働省「労働保険関係各種様式」 http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/roudouhoken01/yousiki.html
	10月分の源泉所得税・復興特別所得税・住民税特別徴収税の支払 ■参考リンク：国税庁「源泉所得税及び復興特別所得税の納付期限と納期の特例」 http://www.nta.go.jp/taxanswer/gensen/2505.htm
11月14日（火）	継続・有期事業概算保険料延納額の支払（第2期分※口座振替を利用する場合） ■参考リンク：厚生労働省「労働保険料等の口座振替納付」 http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/hoken/hokenryou/index.html
11月30日（木）	10月分健康保険・厚生年金保険料の支払 ■参考リンク：日本年金機構「保険料と総報酬制について」 https://www.nenkin.go.jp/service/kounen/hokenryo-kankei/hoshu/20140714.html

[1]定時決定の反映と新しい保険料率による控除

定時決定により、9月からは新たに改定された社会保険料が適用されますが、従業員からの社会保険料の控除を翌月に行っている場合、10月から控除することになります。また、平成29年9月分(10月納付分)から厚生年金保険の保険料率が改定されていますので、新しい保険料額表を確認ください。

[2]各都道府県で地域別最低賃金額が変わります

多くの都道府県は今月に地域別最低賃金額が変わります。都道府県によって適用となる年月日が異なっていますので、金額および発効年月日を確認しておきましょう。

[3]賞与決定までの準備

今月は、賞与の支給額を決めるための準備があります。業績や勤務成績などの情報を整理し、人事評価資料の配布などを行いましょう。

[4]年末調整の申告書の手配

年末調整の時期となりました。記入漏れや添付資料の不備がないか早めにチェックを行い、資料を整えておきましょう。

ホームページもぜひご覧ください　http://www.delight-c.com/（社長とスタッフのブログ 随時更新中！）

Editor's note

最近、朝晩涼しくなり過ごしやすい季節になってきました。
急に涼しくなったので皆さん体調を崩したりしていませんか？
先日、滋賀県にある実家に帰省したら田んぼの稲にお米がたくさんなっていて、秋になったんだなと季節を感じました。ちゃっかり新米をもらって帰りました。（笑）
家で早速食べてみたら、ツヤツヤでモチモチしていて、新米は美味しい！！
美味しいご飯があると、おかずもどんどん進むので食べ過ぎてしまいます。
食べた後に少し後悔・・・(笑)。食欲の秋ですが適度な運動も必要ですね！！
涼しくなったのでウォーキングでも始めようかな～♪　　（ヤ）

社労士法人デライトコンサルティング
デライトコンサルティング株式会社
〒461-0001
名古屋市東区泉2-26-1 ホウコクビル5F
TEL　052-937-5615　FAX　052-937-5620
URL：http://www.delight-c.com/
E-mail：info1999@delight-c.com